



# 会社員や公務員なら 知っておきたい税金 ——少しの知識で大きな節税

## はじめに

前回は身のまわりの税金について説明させていただきましたが、今回は会社員や公務員が知っておくべき税金をテーマに、所得税確定申告の概要をお話しした後、確定申告をすることで税金が戻ってくるケースや今話題のふるさと納税について解説します。少し勉強していただくことで意外な節税にもなりますから、是非一読ください。

## 会社員や公務員と確定申告

「えっ、確定申告って何？」という方がおられるかもしれませんが、確かに会社員や公務員にはあまり馴染みがないようです。といいますのも、勤務先が所得税を計算し

て毎月の給料から天引き（これを「源泉徴収」といいます）し、さらに年末に税額の精算（これを「年末調整」といいます）を行うことで申告と納税が完結する仕組みになっているため、馴染みがないのもやむを得ません。住民税についても勤務先が手続きをして、毎月の給料から天引き（これを「特別徴収」といいます）していますので、こちらも確定申告は不要というわけです。

もちろん、会社員や公務員も納税者ですから、本来は自ら確定申告をして納税するべきなのですが、3000万人を超える会社員や公務員が一斉に確定申告をしますと税務署は大パニックになりかねません。そこで、勤務先がいわば代行（これを「源泉徴収義務の履行」といいます）することになっているのです。

それと、源泉徴収という言葉からも分かるように、課税所得が発生する源泉、つまり給料の支払い元に着目して課税するわけ

ですから、課税漏れが生じないという点でも好都合な制度として歴史を重ねています。もっとも、会社員や公務員にとっては、勤務先が手続きから納税までの面倒をすべてみってくれるので、自らの税負担を知る機会を失い、納税者としての意識に欠ける傾向を生じさせる一因になっているとの指摘もあります。

## 確定申告が必要なケース

所得税については、毎年の確定申告によって前年分の税額を計算して納税するのが原則です（これを「申告納税制度」といいます）。したがって、自分で商売をしている人や不動産の賃貸収入がある人などは、自分が得た収入から必要経費を差し引いて所得を求め、その所得に税率を乗じて所得税額を計算し、それを申告して納税する必要があります。



光田 周史  
公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

この点、会社員や公務員には馴染みがないとはいえ、次のようなケースでは確定申告をしなければなりませんので注意してください。

- ① 給与収入が2000万円を超える場合
- ② 地代や家賃、原稿料などの副収入が20万円を超える場合
- ③ 2力所以上から給与を得ている場合

### 確定申告をすれば 得するケース

すでに説明したように、会社員や公務員は原則として確定申告をする必要がありません。しかし、確定申告をすることによって支払い済み、つまり源泉徴収された税金が戻ってくるケース（これを「税金の還付」といいます）がありますから、ここは目が離せないところです。

会社員や公務員にとって税金が還付される主なケースは次の6つです。

- ① 多額の医療費を負担した場合
- ② 一定額以上の市販薬を購入した場合
- ③ ローンでマイホームを購入した場合
- ④ 災害や盗難に遭った場合
- ⑤ 寄附金を支出した場合
- ⑥ 年の途中で退職して、その後再就職していない場合

### ■多額の医療費を負担した場合 （医療費控除）



6つの中で最も身近なものは、やはり医療費を負担した場合ではないでしょうか。病気や怪我などで年間10万円以上の治療費（上限200万円）の支出を余儀なくされた場合、確定申告をすることによって、所得税の還付を受けることができます（これを「還付申告」といいます）。いわゆる医療費控除といわれる制度を利用するわけですが、この制度の対象となる医療費の内容は次のようになっています。

#### 医療費控除の対象となるもの

| ○ 対象となるもの                                                                                                                                                                                   | × 対象とならないもの                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師に支払った診療費</li> <li>・ 治療費</li> <li>・ 虫歯の治療</li> <li>・ 歯科矯正（治療）</li> <li>・ 市販の医薬品（病気や怪我の治療用）</li> <li>・ 通院のための交通費（電車・バス）</li> <li>・ 出産費用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断書の作成費用</li> <li>・ 予防接種</li> <li>・ 健康診断（異常なし）</li> <li>・ 歯科矯正（美容）</li> <li>・ 健康増進等のビタミン剤</li> <li>・ マイカー通院のガソリン代</li> <li>・ コンタクト代</li> </ul> |

この医療費には、自らの医療費だけでなく、生計をとにもする配偶者や扶養親族のために支払ったものも含まれます。ただし、その治療費などを補てんするために受けた保険金がある場合には、医療費からマイナスしなければなりません。

また、この医療費控除を利用するにあた

っては、医療費の支出の事実を明らかにする必要がありますので、領収書などを保管しておくようにしましょう。なお、医療費は実際にその年に支払った金額に限られますので、治療が終わっていても未払いとなっているものは対象となりません。

### ■一定額以上の市販薬を購入した場合 （セルフメディケーション税制）

今年から医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」がスタートしています。これは自ら健康を管理して疾病を治療することを前提に特定の医薬品（従来は医師の処方せんが必要だった医療用医薬品のうち、薬局などで購入できるようになった市販薬のこと）を購入した場合、その購入額のうち1万2000円を超える金額を課税所得から控除できるという制度です（8万8000円を限度とし、前述の医療費控除との併用はできません）。

#### セルフメディケーション

**税 控除 対象**

この税制の適用対象となる市販薬の多くには、上記のマークが表示されています。厚生労働省のホームページには一覧表が掲載されていますので、参考にして確定申告で還付を受けてください。

### ■ローンでマイホームを購入した場合

いわゆる住宅ローン控除といわれる制度で、ローンで住宅を新築したり増改築した



場合、ローンの年末残高の1%が所得税額から控除されるというものです。

前述の医療費控除などが課税所得から控除される制度（これを「所得控除」といいます）であるのに対して、この住宅ローン控除は税額そのもののデイスカウント、つまり減額になります（これを「税額控除」といいます）。例えば、3000万円のローン残高があれば、30万円の税金が戻る計算になりますから、節税効果は大きいといえます。ただし、効果が大きい分、主要要件も次のように、ややハードルが高くなっています。

- ① 所得が3000万円以下であること
- ② ローン償還期間が10年以上であること
- ③ 床面積が50㎡以上の住宅であること
- ④ 取得や増改築などをした日から6ヶ月以内に入居し、その適用を受ける年の年末まで居住していること
- ⑤ 居住用財産の買換えや3000万円特例控除などの特例を受けていないこと

なお、住宅を購入した最初の年は確定申告をする必要がありますが（その際、家屋や土地の登記事項証明書、ローン残高証明書など所定の書類を添付します）、会社員や公務員の場合、2年目からは年末調整によって控除を受けることができます。

#### ■災害や盗難に遭った場合

地震や津波といった自然災害はもとより

火災などで住宅が損害を受けたとき、あるいは盗難や横領などで損失を被ったときは、雑損控除を受けることで所得税の負担を軽減することができます。

この雑損控除の適用を受けようとするときは、必ず確定申告をしなければなりません（その際、災害や盗難に遭ったことの証明書を消防署や警察署で発行してもらって添付します）。

ただし、振込詐欺やリフォーム詐欺などについては控除の対象にはなりませんので、くれぐれも注意してください。

#### ■寄附金を支出した場合

社会に役立つ一定の寄附をした場合、寄附金控除の対象となつて所得控除を受けることができます。ここで一定の寄附とは次の相手先に寄附するもので、これらは「特定寄附金」と呼ばれています。

- ① 国や地方公共団体に対するもの
- ② 日本赤十字社その他公益法人等で政府が指定したもの
- ③ 学校法人に対するもの（ただし、入学に関して行うものは除く）
- ④ 政党その他の団体に対するもの（政治献金）

所得から控除される金額は寄附した金額のうち2000円を超える部分になります。仮に1万円の寄附をした場合、1万円

から2000円を引いた8000円が控除金額となるわけです。

#### ■還付を受けるための申告について

ここまで述べてきた節税の手続きはいずれも確定申告によって可能となりますが、税金の還付を受けるための申告については、申告書を提出できる日から5年以内であればよいことになっています。つまり、今年中であれば、平成24年分の医療費控除についても手続きが可能というわけです。済んだことと諦めずに、一度見直してみる必要はありませんか。思わぬ税金が返ってくるかもしれません。

#### お得なふるさと納税

今、ふるさと納税に人気が集まっています。人気の高まりとともに自治体間の返礼品競争が過熱しているといった批判もあるようです。返礼品の豊富な地方の自治体への寄附金の増加に伴って、税収が十数億円単位で減少しているという都市部の自治体の悲鳴も聞こえてきます。それはともかく、このふるさと納税の仕組みについて説明しましょう。

#### ■ふるさと納税の仕組み

「ふるさと納税」とは、文字通りふるさとに対して貢献または応援したいという納税者の想いを実現する観点から自治体に対



する寄附金のうち一定額を個人住民税から控除しようという制度です。

とはいえ、寄附先については出身地に限らず、すべての都道府県や市区町村から自由に選ぶことができ、複数の自治体に寄附することもできますので、被災地の復興支援やお気に入りの自治体を応援することも可能です。また、これらの寄附金については、所得税の計算にあたって寄附金控除（所得控除）の対象となることから、所得税も軽減されます。

### ■返礼品は大きなインセンティブ

ふるさと納税を違う切り口から説明しますと、住所地の自治体に住民税を納める代わりに、自分が選んだ自治体にその住民税分を寄附する制度といえます。

とりわけ寄附をした人にとってうれしいのは、寄附先の自治体から地元の特産品などの返礼品が贈られてくることです。多くの自治体では魅力ある返礼品を豊富に揃えて、より多くの寄附金が集まるように努力しています。この返礼品を受け取っても、寄附をした人が住民税や所得税から控除できる金額は変わりませんから、返礼品が寄附先を選ぶ際の大きなインセンティブになっていることは確かです。

筆者の経験では、寄附額の3〜4割程度の返礼が一般的なようです。つまり、1万円を寄附して8000円の控除（寄附金控除で説明したように2000円は対象外）を得る一方で、4000円相当の返礼品が

もらえるというわけです。そのため一部で返礼品競争ともいわれる状況が生じ、前述のような問題が指摘されているというわけですね。

### ■寄附できる金額はいくらまで？

お得なふるさと納税ですが、住民税を控除できる金額の上限が決まっていますので、上限額を超過した金額は控除の対象となりません。そのため、所得の額に応じて控除を受けられる寄附金の上限額を知ることが肝心です。給与収入の家族構成別に控除を受けられる寄附金の上限額の目安をまとめたのが次の表です。

単位：円

| 給与収入  | 独身又は共働き | 夫婦＋子1人<br>(高校生) | 共働き＋子2人<br>(大学生・高校生) | 夫婦＋子2人<br>(大学生・高校生) |
|-------|---------|-----------------|----------------------|---------------------|
| 400万円 | 42,000  | 25,000          | 21,000               | 12,000              |
| 500万円 | 61,000  | 40,000          | 36,000               | 28,000              |
| 600万円 | 77,000  | 60,000          | 57,000               | 43,000              |
| 700万円 | 108,000 | 78,000          | 75,000               | 66,000              |
| 800万円 | 129,000 | 110,000         | 107,000              | 85,000              |

■具体的な手続きとワンストップ特例  
ふるさと納税に関する具体的な手続きは次のとおりです。

- ①寄附を行った際に、寄附先の自治体が発行する領収書を受け取る
- ②翌年3月15日までに所得税の確定申告を行う
- ③住民税に関する手続きは、所得税の確定申告書の所定欄に必要事項を記載することで完了

なお、会社員や公務員は寄附した自治体が5カ所以下の場合、確定申告なしで寄附金控除を受けることもできます（「ワンストップ特例」といいます）。これを利用する場合は、寄附をした自治体に特例を利用する旨の申請書を提出する必要があります。



### まとめ

ここまで読んでいただいて節税につながるヒントはありましたでしょうか。税金を身近に感じることで意外な節税ができることをご理解いただけたら幸いです。

次回は、家計にとって虎の子の財産と年金をめぐる税金についてお話しします。